○環境省告示第五十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定に基づき、仙台海浜鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において読み替えて準用する法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和八年十月三十日

環境大臣　笹川　博義

一　特別保護地区の名称

井土浦特別保護地区

二　区域

宮城県仙台市の一部（区域図省略）

三　存続期間

令和九年四月一日から令和二十八年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(二)　特別保護地区の指定目的

仙台海浜鳥獣保護区は、宮城県仙台市、名取市、東松島市及び宮城郡七ヶ浜町にまたがって位置しており、仙台市から名取市にかけての海浜地帯は、砂浜、潟湖、干潟、ヨシ原等、多様な自然環境と防潮及び飛砂防止を目的として人工的に造林されたクロマツ海岸林とが調和した非常に美しい景観を持った地域である。

このような自然環境を反映して、シギ・チドリ類及びガンカモ類の集団渡来地となっているほか、多くの水鳥類の生息地となっている。また、塩性植物群落及び湿性植物群落の発達が見られ、希少な動植物の生息地及び生育地になっている。

当該地域は、名取川河口の右岸からその北側約四キロメートルにわたって砂浜、干潟、潟湖、河口、塩性湿地が広がっており、多様な自然の状態が良く保たれている。このため、渡り鳥にとって好適な採餌及び休息の条件が整っていることから、仙台海浜鳥獣保護区の中でも、特に渡り鳥の飛来数が多い区域であり、マガモ等のガンカモ類、ミユビシギ、準絶滅危惧のホシハジロ、絶滅危惧Ⅱ類のハマシギ等のシギ・チドリ類が飛来している。

このように、当該区域は仙台海浜鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であることから、法第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来及び生息する鳥類の保護を図るものである。

(三)　特別保護地区の管理方針

ア　集団渡来地の保護区として、ガンカモ類及びシギ・チドリ類をはじめとする多くの渡り鳥の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。

イ　国指定鳥獣保護区管理員等による鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

ウ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、地元ＮＧＯ、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

○環境省告示第五十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定に基づき、仙台海浜鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において読み替えて準用する法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和八年十月三十日

環境大臣　笹川　博義

一　特別保護地区の名称

広浦特別保護地区

二　区域

宮城県名取市の一部（区域図省略）

三　存続期間

令和九年四月一日から令和二十八年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(二)　特別保護地区の指定目的

仙台海浜鳥獣保護区は、宮城県仙台市、名取市、東松島市及び宮城郡七ヶ浜町にまたがって位置しており、仙台市から名取市にかけての海浜地帯は、砂浜、潟湖、干潟、ヨシ原等、多様な自然環境と防潮及び飛砂防止を目的として人工的に造林されたクロマツ海岸林とが調和した非常に美しい景観を持った地域である。

このような自然環境を反映して、シギ・チドリ類及びガンカモ類の集団渡来地となっているほか、多くの水鳥類の生息地及び生育地になっている。また、塩性植物群落及び湿性植物群落の発達が見られ、希少な動植物の生息地及び生育地になっている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、名取市の北部を流れる増田川河口と川内沢川放水路、八間堀、南貞山運河が流入する広浦地区には、干潟、潟湖、河口、塩性湿地、ヨシ原等、多様な自然要素が比較的狭い地域の中に集中しており、当該区域は、渡り鳥にとって好適な採餌及び休息のための条件が整っていることから、環境省第五次レッドリストにおいて絶滅危惧Ⅱ類に選定されているハマシギ及びキンクロハジロが飛来するなど、仙台海浜鳥獣保護区の中でも、特に渡り鳥の飛来数が多い区域である。

このように、当該区域は、仙台海浜鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であることから、法第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来及び生息する鳥類の保護を図るものである。

(三)　特別保護地区の管理方針

ア　集団渡来地の保護区として、シギ・チドリ類及びガンカモ類をはじめとする多くの渡り鳥の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。

イ　国指定鳥獣保護区管理員等による鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

ウ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、地元ＮＧＯ、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

○環境省告示第五十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十八条第二項及び第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新したので、同条第九項において読み替えて準用する法第十五条第二項の規定により公示する。

変更された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和八年十月三十日

環境大臣　笹川　博義

一　鳥獣保護区の名称

屋我地鳥獣保護区

二　区域

沖縄県名護市及び国頭郡今帰仁村の一部（区域図省略）